

国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち  
野菜・果実販売促進緊急対策事業実施要領

制定 令和2年4月30日付け2生産第292号  
農林水産省生産局長通知  
改正 令和2年5月14日付け2生産第337号  
改正 令和2年6月12日付け2生産第516号

## 第1 趣旨

本事業の実施については、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業実施要綱（令和2年4月30日付け2政第22号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 第2 目的

新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンドの減少、輸出の停滞や緊急事態宣言による外食需要の減少等により、在庫の滞留等の影響を受けている一部の国産野菜及び国産果実（以下「国産果実等」という。）について、農林漁業団体等が行う販売促進の取組を支援することにより、将来のインバウンド需要や、輸出の再開や外食需要等に対応できる生産・供給体制を維持することを目的とする。

## 第3 事業対象農産物

本事業の対象となる国産果実等は、平時において、高級食材として訪日外国人によるお土産や輸出に供されているものの、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留や価格の大幅な低下等の影響を受けているメロン、マンゴー、いちご、おうとう、大葉、わさび及びたけのこととする。

ただし、大葉、わさび及びたけのこについては、第5の1の（1）及び（3）の対象としない。

## 第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる要件全てを満たすものとする。

- （1）民間団体等（民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人及び学校法人をいう。）又は複数の民間団体により組織する団体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当する団体で、当該団体を構成する全ての団体（以下「構成団体」という。）が本事業を実施すること等について同意していること、当該団体を代表する団体を定めていること、構成団体が定款、事業計画等を有しており、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であるものをいう。以下同じ。）のいずれかであること。
- （2）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能

力を有する団体であること。

- (3) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。以下同じ。）を備えていること。
- (4) 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- (5) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 第5 事業の内容等

### 1 事業内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。

#### (1) 学校給食への国産果実等の提供等

##### ア 国産果実等の調達・納品

教育委員会等と調整を行い、希望のあった小中学校等の学校給食に国産果実等を提供するための調達・納品を行う。

##### イ 食育教室の開催

アの実施に併せて、国産果実等への理解増進を目的とした食育教室を実施する。

#### (2) 外食産業等における新商品開発への試供品の提供

外食産業等において、国産果実等を原料とした新商品を開発する際に、試供品として国産果実等を提供するための調達・納品を行うとともに、新商品開発に関する進捗状況管理を含めた事業指導を行う。

また、国産果実等を原料とした新商品のPR活動を行う。

#### (3) フルーツカッティング講習会、試食キャンペーン等の実施

直売所、量販店等において、フルーツカッティング講習会、試食キャンペーン等を実施し、国産果実等のPR活動を行う。

### 2 事業の対象

1の(1)の事業の対象とする学校給食は、次に掲げるものとする。

#### (1) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条に規定する学校給食

#### (2) 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に規定する夜間学校給食

#### (3) 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第2条に規定する学校給食

### 3 成果目標

本事業の成果目標は、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンドの減少、輸出の停滞や緊急事態宣言による外食需要の減少等を踏まえ、将来のインバウンド需

要や外食需要等に対応できる持続的な国内生産及び供給体制を維持及び輸出促進に貢献することとする。

なお、成果目標の目標年度は、令和2年度とし、事業実施後、速やかに成果目標の達成状況について検証することとする。

#### 4 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和3年3月31日までとする。

### 第6 事業実施等の手続

#### 1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、要綱第5の1の規定に基づき、別記様式第1号による事業実施計画を作成し、要綱別表2に掲げる事業承認者（以下「事業承認者」という。）の承認を受けるものとする。
- (2) (1)の事業実施計画の次に掲げる変更については、その手続を(1)に準じて行うものとする。
  - ア 事業実施主体の変更
  - イ 事業の追加、中止又は廃止
  - ウ 事業費又は国庫補助費の3割を超える変更
  - エ 国庫補助費の増又は3割を超える減

#### 2 事業実施計画の承認

事業承認者は、本要領に掲げる事項等を満たす場合、事業実施主体から提出された事業実施計画書について、予算の範囲内で承認を行うものとする。

なお、補助金交付者に決定されたことをもって、承認されたものとする。

#### 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の全部又は一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別添の経費内訳書の備考欄に記載するものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

### 第7 国の助成措置

#### 1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

#### 2 補助対象外の経費

- (1) 次の取組は本事業の補助の対象としない。
  - ア 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
  - イ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当

該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。）

- (2) 国産果実等の提供者が、持続化給付金その他の収入を増加させる補助金等の支援を受けることにより昨年度の営業利益を上回る場合は、上回った利益相当額を、本事業の実施により国産果実等の提供者に収益が発生した場合は、発生した収益額相当額を、それぞれ補助金額から減額することとする。

### 3 補助率等

補助率等は、別表のとおりとする。

## 第 8 事業実施結果の報告

事業実施主体は、事業終了後には、事業の実施状況及び事業成果について、報告書を別紙様式第 1 号に準じて作成し、事業実施年度の翌年度の 4 月 10 日までに事業承認者に報告するものとする。

## 第 9 収益納付

- 1 事業実施主体が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、要綱第 8 の 1 の規定に基づき、別記様式第 2 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月 30 日までに事業承認者に報告するものとする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 事業承認者は、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、事業承認者は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

## 第 10 その他

- 1 生産局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 生産局長は、卸売価格が対前年比 20%以上減少、観光農園の来園者が対前年比 20%以上減少、輸出額が対前年比 10%以上減少のいずれかに該当する国産果実等は、本事業の対象品目として追加できる。ただし、緊急事態宣言の発令期間中においては、観光農園の来客数の減少を要因とする対象品目の追加は行わない。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 生産第 292 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 14 日付け 2 生産第 337 号）

この改正は、令和2年5月14日から施行する。

附 則（令和2年6月12日付け2生産第516号）

この改正は、令和2年6月12日から施行する。

## 別表

事業種類	補助対象	補助率
1 学校給食への国産果実等の提供等	<p>(1) 国産果実等の学校給食への提供に係る経費、事務費（通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、賃金、委託費、雑役務費等）</p> <p>(2) 国産果実等への理解増進を目的とした食育教室の実施に係る食育教材の作成費、印刷費及び配布費並びに生産者等による講演に係る経費（謝金、旅費等）</p>	<p>定額</p> <p>（メロンについては、2,400円／キロ以内を、マンゴーについては、7,200円／キロ以内を、いちごについては、1,700円／キロ以内を、おうとうについては、6,400円／キロ以内を上限とする。）</p>
2 外食産業等における新商品開発への試供品の提供	<p>新商品・新メニューの開発、試供品の製造等への国産果実等の提供、新商品・新メニューの開発に関する進捗状況管理を含めた事業指導、新商品・新メニューのPR活動に係る経費、事務費（会場借料、通信運搬費、印刷製品費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等）</p>	<p>定額</p> <p>（メロンについては、1,200円／キロ以内を、マンゴーについては、3,600円／キロ以内を、いちごについては、850円／キロ以内を、おうとうについては、3,200円／キロ以内を、大葉については、1,420円／キロ以内を、わさびについては、3,300円／キロ以内を、たけのこについては、340円／キロ以内を上限とする。）</p>
3 フルーツカッピング講習会、試食キャンペーン等の実施	<p>フルーツカッピング講習会、試食キャンペーン等の実施、国産果実等のPR活動に必要な国産果実等の提供に係る経費、事務費（会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等）</p>	<p>定額</p> <p>（メロンについては、1,200円／キロ以内を、マンゴーについては、3,600円／キロ以内を、いちごについては、850円／キロ以内を、おうとうについては、3,200円／キロ以内を上限とする。）</p>

別記様式第1号（第6関係）

番 号  
年 月 日

生産局長 殿

所在地  
事業実施主体名  
代表者の役職及び氏名 印

国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち野菜・果実販売促進緊急対策事業  
の実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

実施要領（令和2年4月30日付け2生産第292号農林水産省生産局長通知）第6の1の  
（1）の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- （注）
1. 関係書類として、別紙Ⅰ並びに別添1及び2を添付してください。
  2. 事業の変更、中止又は廃止の場合には「第6の1の（1）」とあるのは「第6の1の（2）」としてください。
  3. 変更の場合には、別紙Ⅰの「実施計画書」の後ろに（変更申請）と追記し、冒頭に変更の理由を記載するとともに、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。  
ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略してください。
  4. 中止又は廃止の場合には、本様式中「実施計画書」の後ろに（中止（廃止）申請）と追記し、冒頭に事業を中止又は廃止する理由を記載してください。
  5. 事業実施計画に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名のうち「実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について」とあるのを「事業実施計画に係る報告について」とし、別紙Ⅰ並びに別添1及び2に実績を記載してください。

## 別紙 I

国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち  
野菜・果実販売促進緊急対策事業実施計画書

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	〒 所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			



1 事業の内容

2 事業の実施スケジュール

※ 例) 5月

3 期待される効果

別添 1

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する 事業の内容 及び当該事 業に要する 経費	
合 計						

(注) 1 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。

2 経費内訳書（別添 2）を添付してください。

## 経 費 内 訳 書

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	
合 計				

- (注) 1 備考には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。
- 2 事業の一部を他の民間団体に委託する場合には、該当部分の経費が分かるように記載してください。
- 3 経費の支出に関する規程（謝金、旅費及び賃金の単価等が分かるもの）等を添付してください。

番 号  
年 月 日

生産局長 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者氏名

印

国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち野菜・果実販売促進緊急対策事業  
収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち野菜・果実販売促進緊急対策事業に関する令和〇年度の収益の状況について、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち野菜・果実販売促進緊急対策事業実施要領（令和2年4月30日付け2生産第292号農林水産省生産局長通知）第10の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（別添）

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1 事業の内容                     |   |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額      | 円 |
| 3 上に要する費用の総額                | 円 |
| 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定 | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額               | 円 |
| 6 本年度収益納付額                  | 円 |

（積算根拠）

（注）収益計算書等を添付すること。